
平成20年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成20年9月12日 (金曜日)

議事日程(3)

平成20年9月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(11名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛

【欠席議員】(2名)

9番 本田 哲也 13番 横尾 武志

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明德
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

午前10時00分開議

○事務局長 磨田 育生君

開議時間になりましたが、本日、議長の方から欠席届が提出されておりますので、本日の議事進行は地方自治法106条によりまして副議長が行います。よろしくお願いいたします。

○副議長 辻本 一夫君

おはようございます。本日、横尾議長から芦屋町議会会議規則第2条の規定による欠席届が出されましたので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が議長にかわり職務を行います。何分にも、このような大役はふなれでございますので、円滑な議事進行にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ただいま出席議員は11名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○副議長 辻本 一夫君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、10番、益田議員の一般質問を許します。10番、益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

おはようございます。10番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、飼い犬、猫のふん・尿害等の防止についてお尋ねいたします。

この問題については大変迷惑している等の声が多く寄せられますが、なかなか解決は難しく、時にはトラブルも発生しております。そこで、飼い犬、猫のふん・尿害等の防止条例を制定してはと思いますが、いかがでしょうか。

次に、各種税及び利用料についてお尋ねいたします。

1、滞納額及び過年度、現年度徴収率について、2、滞納整理の取り組み及び徴収率向上へ向けての対策についてお尋ねいたします。

次に、公共交通機関についてお尋ねいたします。

北九州市営バスの平成19年10月14日のダイヤ改正により、山鹿、大城、粟屋方面を初め、町民に不便が生じております。早急な対策が必要だと思っておりますが、タウンバスの運行状況も含め対策がありましたらお願いいたします。芦屋町においての交通機関の充実、商店街の活性化は、町民にとっての必須条件だと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、交通費の助成についてお尋ねいたします。

1、学生（小・中・高・大生）時の交通費が生活に大きく負担をかけ、現実的悩みの一つであ

ります。当町の利便性からいってもこの問題は芦屋町に住んでいる以上、避けて通れない問題であります。そこで、教育の一環として交通費の助成をと切に願うものですが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○副議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、益田議員のご質問の1点目の飼い犬、猫のふん・尿害、それから2点目の各種使用料の徴収率及び徴収向上に向けての取り組み、それから3点目の公共交通機関についてということで、私ども環境福祉課が担当でございますので一括してご答弁をさせていただきます。

まず1点目の、飼い犬、猫のふん・尿害でございます。

これにつきましては、猫と犬と一緒にというわけにはなかなかいきませんが、飼い犬のふん害等につきましては県条例及び町条例で、飼い主の責務を設けて、きちんと処理をお願いしているところでございます。しかしながら県条例につきましても町条例につきましても、これは違反した場合の罰則の適用は設けてないのが現状でございます。

また、猫につきましては、飼い猫と野良猫の区別がなかなかつかない。あるいは猫が愛玩動物ということで、県でもこうした条例はなく、当然町でも条例を設けてない状況でございます。

ご指摘のふん害の防止というのは確かに私どもも耳にしておりますが、郡内及び近隣の市町村においても条例措置をしているところはございません。荻田町は16年度からやっているということは私どもも察知しております。

しかしながら、こういった状況ではございますが、一方で私どもの生活環境係の方には住民の方からいろんなそういったふん害に対する苦情等もございますので、これは昨今の状況を十分に、——特に荻田町あたりのそういう条例の中身もきちんと精査して検討していきたいというふうに考えているところでございます。

特に荻田町は罰則規定を設けておりますが、罰則規定ということになりますと、これは警察との協議も必要になりますので、こういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の使用料及び徴収向上でございます。これは私どもは保育料について答弁させていただきます。

保育料の徴収率につきましては現年度が96.6%、過年度が37.9%でございます。——失礼いたしました。19年度の滞納額は現年度で255万3,900円でございます。過年度につきましては320万8,410円、合計で576万2,310円でございます。徴収率につきましては先ほど述べましたとおり現年度で96.6%、過年度で37.9%、トータルで92.6%とい

うこととございます。

徴収向上対策といたしましては滞納者の個別指導、滞納が早目にわかった段階で呼び出し等をかけまして徴収強化を図って、この滞納額を抑えていきたいというふうに考えております。

ただ保育料につきましては児童福祉法の観点で、いかに滞納があるからといって入所拒否をしたりとか、そういったことができませんので、早目に保護者にそういう趣旨を訴えながら徴収の向上に努めていきたいというふうに考えております。ただ、どうしても長年の滞納が、即悪質ということではございませんが、そういった方に対しましては、これは地方自治法の観点からも、単独ではできませんけども町税担当課と連携しながらその方の財産調査をやり、また差し押さえ等の滞納処分もできることになっておりますので、最悪そういった方についてはこういったことをして、保護者に不公平感のないように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、3点目の公共交通機関でございます。

これは当然、きのうのいろんな人口対策の中で交通の足の便ということが出ておりました。芦屋町には市営バスそれからタウンバス、巡回バス等がございます。

ご指摘の市営バスにつきましてダイヤ改正が17年、18年、19年度に行われております。17年度から18年度のダイヤ改正におきましては、出発便が3便減少しております。当初36便ございました。これが3便減少して33便になっております。到着便につきましては36便で変わっておりません。ところが19年度の改正が行われまして、平日はもうほぼ同数でございます。逆に土日の出発便、日曜の到着便については逆に4本のダイヤ改正で増便になっているところでございます。

ただ、議員ご指摘の、便数は変わらないんですが出発・到着箇所で大変な変更が起きているところでございます。と申しますのは、第2栗屋が平日で出発便が5便減になっております。到着便が9便減になって、これが実は鶴松団地どまりということとございます。したがって、今まで第2栗屋まで行っているのが9便減り、鶴松どまり、鶴松発ということに変更になっております。

これにつきましての早急な対策とのご指摘でございますが、この鶴松団地と第2栗屋間の乗客がどれぐらいあるかということで、ちょっとこれは交通局の方で実は依頼をして調査をしております。で、この間の一台平均の乗った方が1.2名、この間におりた方が1台平均お一人というそういう状況がございまして、ご承知のとおり北九州市の交通局も今経営改善ということで取り組んでおられますので、これはダイヤの19年の10月に変わる前も後も大体同じような状況でございます。

ということでそういう、公営企業ということで、単なる増便をとすることは非常に難しいので

はないかというふうには考えております。

ただ、実際には便数の範囲の中で影響を及ぼさない範囲でダイヤの調整と申しますか、例えば第2乗屋間の便数をもう少しふやして、その時間帯とかも含めまして、そういうことができないかということは申し添えて、できるだけそういう実情に合った要望は聞いていただくような話を進めてまいりたいというふうには思っております。

前回のダイヤ改正の際にも、実際には東小とか中学校とかの子どもさんとかの利用もおられるということで、この辺の要望は交通局も聞いております。ですから、次回のダイヤ改正につきましては、そういう情報が入りましたら、事前にそういったところと要望も一緒に、入っていただいて協議を進めたいというふうには考えておるところでございます。

なお、タウンバスとの連携ということでございます。ただこのタウンバスの主たる用途が、遠賀川駅にそういう通勤通学を含めた買い物等をということで、遠賀川駅のJRの発着に合わせてダイヤを編成しております。したがって、これをリンクさせるということにつきましてはなかなか、どちらに主が合わせるということでございますので、なかなか難しいと考えますが、これもできるだけ調整できる範囲での、同じ主管課で持っておりますので、この辺はできるだけ利用者がうまく活用できるような連結も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

質問の2番目であります各種税及び利用料についてで、要旨1、2を続けてまた答弁させていただきます。

まず、要旨1の滞納額及び過年度、現年度徴収率についてでございますが、本町の主要な自主財源であります税につきましては普通税の個人町民税、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税と目的税の国民健康保険税があります。このうち主な税としての個人町民税、固定資産税、国民健康保険税の平成19年度の状況でございますが、徴収率では現年度分の町民税が98.1%、固定資産税が97.8%、国民健康保険税が94.6%となっております。滞納分でございますが過年度分でございますが、町民税が10.6%、固定資産税が6.1%、国民健康保険税が8.0%でございます。

また、この3税の19年度末の現年度分と滞納分の合計未納額ですね、滞納額でございますが、町民税が5,312万4,241円、固定資産税が7,954万8,867円、そして国民健康保険税が1億6,738万5,938円となっております。合計の滞納額につきましては3億5万

9,046円、大体約3億円となっております。そういった状況でございます。

この滞納整理の取り組み及び徴収率向上に向けての対策でございますが、町の重要な財源であります税につきましては、国からの税源移譲に伴いまして、さらに徴収確保の自助努力というんですか、それを高めていかなければならない状況でございます。

地方の景気も横ばいもしくは下降ぎみで、納税者の収入、所得も伸びない中、厳しい状況であります。徴収の確保のため納税の公平を保つことが基本原則でありますので、例年実施しております10月から12月までの徴収強化月間——これは税だけではなくて保育料、給食費、住宅使用料、下水道使用料なども含まれております、として設定いたしまして電話催促そして戸別訪問徴収などを今後も継続して行いまして、また税の滞納に対しては財産、給料、預金、不動産などがございまして、これらの調査及びそして悪質な滞納者というんですか、その方たちに対しては差し押さえなどの滞納整理事務を強力に進めてまいるようにしております。

このため、今年8月から国税徴収官OBの方を雇用いたしまして、国税における滞納整理及び徴収業務の専門的知識や技術を税務課職員への助言・指導そして研修をしていただきまして、徴収の強化に努めてまいります。

さらに職員で、9月から現在の少ない職員の中からでございますが、県税務課に徴収の実務研修のために税務課徴収係職員ですが、1名を来年の2月までの半年間派遣いたしまして、今後の徴収体制などの強化に結びつけることとしております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

では、建設課の方から町営住宅の使用料につきましての滞納額、過年度分、現年度分の徴収率をお答えさせていただきます。

現年度19年度分につきましては滞納額363万3,895円、これは徴収率としましては97.2%でございます。過年度分は滞納額3,217万9,684円、これの徴収率が15.2%でございます。

あと、この取り組みについてでございます。3カ月以上の滞納者につきまして内容証明による納付催告、契約解除の予告を行いました。で、納付に応じない悪質滞納者、これは一応町営住宅家賃滞納事務取扱要領という要領を定めております。この中で6カ月以上滞納があり、そして誠意を見せないという方々に対しては、一応建物の明け渡し訴訟を起こしております。

判決が確定したまたは和解内容を履行しない者、7件ございます。先ほどの建物明け渡し等の強制執行の申し立てを行っております。

今後の対応でございますけれども、引き続き悪質滞納者に対しては、町の顧問弁護士の助言を受けながら、建物明け渡し等の法的措置をとるようなことになろうかと思えます。

基本としましては、当然、1カ月滞納があれば督促をいたしております。2カ月以上については電話または文書で指導を行います。3カ月になれば呼び出した訪問等によつての納付指導を行います。というような内容で、町営住宅の家賃の滞納の事務処理要綱を定めておりますので、そういう内容に従いまして手続を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

私の方から上下水道料金についてのご報告を申し上げたいと思えます。

まず水道料金の方ですけれども、これは議員ご存じのように昨年の10月から水道事業は北九州市の方に統合されておりますので、昨年9月末の現在の数字ということでご理解いただきたいと思います。

水道の料金の現年分の滞納分これが約860万ほど、それから過年度分が870万ほど、合計で1,730万ほどございました。徴収率の方ですが、現年分で95.5%、過年度分で39.3%というふうになっております。

それから下水道使用料の方ですが現年分で1,100万、それから過年度分で520万円ほどの未納があります。合計で1,620万ほどの金額というふうになっております。それから、徴収率の方は現年で96.8%、過年分で43.6%という結果でございます。

この取り組みということになりますけれども、先ほど言いましたように水道事業はもう北九州市の方に行きました。下水道事業については芦屋町の方で行っておりますが、この下水道料金につきましてはその算出根拠というものが基本的に水道メーターの水量に基づいて算出いたしております。

ご承知のようにこれまでも水道料金と下水道料金を一緒に取るというふうなことになっておりましたので、昨年の10月以降につきましてこの下水道料金につきましては北九州市の水道局の方に徴収委託を行っております。で、直接私どもの方で徴収というような業務が外れましたので、この辺のところの強化策というのは独自には何も打ち出せないというのが現状になっております。ただ、徴収等につきましては十分に北九州市分と芦屋分と、その辺のところの差がないようにということでの注目をしていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

教育委員会の関係で私の方から学校給食それとあと奨学金の貸し付け、この2点についてご回答させていただきます。

まず、給食費でございますけれども、19年度末ということで、現年度分の未納額が282万810円、それから過年度分といたしまして1,399万4,893円、合計しますと1,681万5,703円ということになっております。徴収率につきましては現年が95.7、過年度分につきましては5.59というふうになっております。

奨学金につきましては、昨年度末で既にもう貸し付けは全部完了いたしておりまして、今、回収という形の20年度以降となっております。貸付者は今全然おりませんので、回収ということになっておりますが、今現在におきまして未納額が2,027万6,000円ちょうどでございます。これは調定額に対しましての徴収率が28.65%という現状でございます。

私どもこの4月から給食に限ってでございますけれども、小中学校200円ずつ値上げをさせていただきました。仕入れにかかわる高騰ということで、この200円の値上げに対して現行、19年度と推移がいかがかということも踏まえてですが、今現在にありまして、現年対比ですけれども、上げたことよっての大きな落差は感じておりません。

まず、私ども今後の対策ということになるわけでございますけれども、現状、私どもがやっております督促状の送付それから電話での催告それから納付相談の実施、こういったのを行っておるんですけれども、実質上効果はないということが現状でございます。私どもの取り組みの姿勢もあるということも私も認識いたしておりますけれども、戸別訪問の実施それから学校との連携による徴収、それから、どうしても経済的にお支払いが難しい家庭への制度的な相談の促進、それから、今各団体で特に福岡市が報道でも出ておりますけれども、先進的な事例を私どもも研究しながら、こういった徴収に対しての強化策を今後改めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

私の方からは、最後のご質問でございます交通費の助成についてお答えをさせていただきたいと思っております。教育の一環というご質問ですが、私の方からは行政改革ということからお答えをさせていただきたいと思っております。

平成16年の10月に遠賀郡合併協議会は解散をされましたが、この合併協議会の折、芦屋町

の非常に厳しい財政状況が示されております。これは、平成15年度予算のまま推移しますと本町の基金は、いわゆる貯金ですが、平成25年度には消滅するというこういう結果でございました。このため、平成16年の10月から各種施策の見直しを実施しております。

この見直しにつきましては芦屋町単独でのまちづくりに向けてということで、議会でのご説明及び住民の皆様へお知らせするとともに、平成17年2月に4回にわたりまして住民説明会を開催して財政状況の現状、それから住民の皆様に対して痛みの伴う福祉の施策それから公共料金、補助金などなどの各種施策の見直しについてのご説明をして理解を求めてきたところでございます。

この各種見直し項目の一つとして、低所得者に対する高校生への通学費補助制度がございまして、見直し結果としては、この通学費補助制度はこれを廃止するという結果でございました。これは福祉施策として実施しておったものですが、財政状況及び郡内との比較においてこのような措置といたしたことになりました。

なお、平成16年度の各種施策の見直しの後、平成17年度から町長を本部長とする行政改革推進本部を設置いたしまして、集中改革プランを策定いたしまして行革を推進してきております。また、これまでの間、小泉内閣における行財政を見直す三位一体の改革もございました。

今回、教育の一環として小学生、中学生、高校生、大学生への交通費の助成をする考え方はないかというご質問ですが、助成の趣旨はよく理解をするわけでございますが、このような補助制度の新設ということについては難しいものではないかと考えておる次第でございます。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

それでは一つずつ質問させていただきます。

第1番目の飼い犬、猫のふん・尿、これは特にトラブルのもとになっているというのはもう以前から随分これ続いているというのか、いろんなところでそういったトラブルが発生していることを伺います。そのために条例をつくってほしいという生の声があります。それは本当に隣近所ともトラブルがあったらコミュニケーションをとらなきゃいけない一番大事なご近所づき合いが、そういった猫のふんとかそれから、——猫は鎖をつけておくわけにいかないもんですから、鈴とかつけてれば飼い猫というのがわかるんでしょうけれども、そういったものがない場合においてはとても判断に苦しむという問題点がありますから。隣近所の方であればおうちの猫というのがわかります。でも、現場来てちょっととなると、現場押さえたのかとかいろいろ問題があるみたいで、もう陰悪な状況になってることを私は何人かの方を見ながら、動物本当に好きな方にとっ

ては何でもないようなことでも、——かわいいでしょう、尿にしてもふんにしても、自分の大好きな犬とか猫とかがやったものにおいては、どこでやってもかわいいなと思えるんでしょうけども、これが事嫌いな人——私なんか犬にかまれましたから犬が怖いんですけど。やっぱり問題を私提示して一般質問しようと思ったら、私の家の土手の方でふんがごそつとしてありました。この犬かわかりませんので何とも言いようがありませんけども、いい感じではありませんね。それが隣の犬とかあそこの猫とかになったら、もうこれはもうふんまんやる方ないということになるうかと思えます。

荻田町のことをおっしゃっておいりましたので、私も半年ぐらい前に本来はこれを一般質問する予定のために荻田町から資料を取り寄せておいりました。このやはり目的として、町内における飼い犬、猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とすると。やはり意識づけというんですか、やはり条例、こういったものがあります、広報紙にはよく載せていただいております。それは私も目にはしておりますが、果たしてどれだけの人が読んでいらっしゃるかなという疑問点もわくわけですけども、やはり条例があり強力でこういった、芦屋町には、皆さんに迷惑かけたときにはこのようになるんですとかいうことになれば、また意識が違ってくるんじゃないか、責任をもっと持てるようになるんじゃないかと、このように思うんですけど。

罰則については命令に、——一応勧告をされますね、近所から聞いた場合において町長が勧告をされます。勧告でなおかつそれに従わない場合において、前条の規定による命令に違反した者ということで5万円以下の罰金に処するというので、このように罰則は設けております。

私も美化環境条例の中で瓶、缶の問題で、たしか5万円かなんかの罰則をつけて条例化した記憶があるんですけども、やはり罰則、お金を取ることが目的ではなくて、このように皆さんに迷惑をかければこういった状況にあるんですということの意識づけはぜひやっていただきたいなと、このように思うんですけど。芦屋町には環境美化に関する条例それから先ほど言われました飼い犬条例、このどちらかにこの問題点が導入できればいいんですけども、私も読んでいったんですがなかなか、防止条例ですかふん害の、この条例をこちらの2つの条例の中にかみ込むというのはなかなか難しいような感じではいるんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長 辻本 一夫君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

確かにおっしゃいますとおりに環境美化条例でこれを適用するというのは非常に難しゅうございます。ただ、犬につきましては飼い犬条例の中で、そういうふんの処理はということで、責務

はきちんと条例措置はしております。ただ、さっき言いましたように罰則規定はございません。県の条例にも罰則規定はございます。ただ県の条例の罰則規定につきましては、ただ、ふん害等については除くということに県の条例はなっております。例えば危険な犬を放し飼いにしておるとか、そういったものについては命令で罰金行為もございますが、ふんの処理というのはマナーというところで、県の条例もそこまでは明記してございません。芦屋町の条例では県の条例に沿った中で、勧告することができるという条文はございますが、ただ、ふんについては県も除外しておりますので。

ですから、犬はきちんと今でも条例措置しておりますので、その対応はとれるところでございます。ただ罰則がないということでございます。ですから、これに伴いまして、いろんな意味での飼い主の先ほど言いました責務というところでの提案は十分にしていきたいと、受ければ対応できると思っております。ただ猫の場合につきましてはいろんな各自治体で猫はいろいろ問題がありますが、犬の場合は狂犬病だとかそういうことでいろんな条例をつくっておりますが、猫はなかなか、先ほど議員がおっしゃいましたように飼い猫か野良猫かがわからない、だれのものかわからないというようなことで、どこも条例措置というのはしておりません。荻田がそういった意味では、——荻田でも飼い犬条例はございますが、そういったことを踏まえて、こういう条例でつくられているということだと思います。ただいろんな地域性だとかいろんな状況もございますので、条例だけでは読めないところもあります。したがって、条例は私どもも手にしておりますが、先ほど検討の中でどういった経緯でそういうことになったかということも十分背景も踏まえて、聞き取り調査あたりしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

その点についてはよろしくお願ひいたします。答弁で30分ちょっと超えておりましたので、私がたくさん出し過ぎてすみません。ほかの問題に移らせていただきます。この問題よろしくご検討お願ひいたします。

それでは、2項目めの各種税及び利用料について、先ほどるるご説明いただきました。その中でトータルいたしますと4億になっております。先ほど述べていただいた分のトータルだけでも4億956万ということになっております。いろんな今のこの社会情勢ですから大変回収には手間をとったりとか、いろんなことが起こっているだろうと思います。努力もなさっている。私は建設課ですから先ほどおっしゃってましたように、建設課はすぐ裁判にかけたりとか督促したりという問題で前向きに今取り組んでいただいておりますし、税の方でも、——私が1回ちょっと

おくれたらすぐ督促状が来ましたので、あ、これは早目に払ってあげよう、あ、これはうっかりしてたというのがあって、あ、なかなか迅速にやっていただいているなということを考えたわけですけれども、なぜこのように、——今このような芦屋町の財政状況になって本当にむだを見直しました未納を回収していくという、これに取り組んでいかなければとても収入を得るということは難しい。競艇場も厳しい状況にありますので、自助努力ということを先ほど税務課の課長さんがおっしゃっておいりましたけれども、やはり各担当課において、今までも努力はなさってたんだと思いますけれども、それが余り徴収率につながらなかったという要因があるということも先ほどおっしゃってましたけれども、どういったことなんでしょうか。

やはり、今までは財政的に豊かであったので、こういったものが余り目立たなくて済んだというふうに私も、——自分自身も安易であったなど、本当にもっと早くこういったものに目を向けながらやっていかなきゃいけないんじゃないかという思いでいっぱいなんです。まず給食費において、昨今、銀行引き落としということになって滞納がふえたというマスコミの報道がありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

給食費にかかわる分で、私どもは実は公会計という形で、町村によりましては私会計ということで、いわゆる学校での徴収ということで学校の、二種類が実はあるわけでございます。私が認識しておる中で、やっぱり学校での徴収というのは確かに功を奏するというふうには結果としてあるのかなというふうには思ってます。ただ、どれだけの効果があるかということは私はそこまで調査いたしたことはありません。

引き落とし制度ということが悪いのかという話は、今回、実は私ども全体でございませぬけれども、福岡市の事例を聞くことができました。福岡市につきましては、公社ということで別の団体に委託をしてるという徴収方法の中で、福岡市は口座引き落としというのを推奨しておるといふ現状を私は聞きました。その中で現場でのいろいろの問題も含めながらということがあろうかと思えます。

私は先ほどの質問で口座引落し制度ということがマイナス要因ではないというふうにかういふ研修会で聞きながら感じておりました。芦屋がどうであるかということは、調査いたしていませんけれども、現状としてはそうではないかなというふうには思っております。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

それでは奨学金制度で、もう貸し付けは終わって回収段階に入ってるということでございましたので、あと何人分で大きい額の人が1人で幾ら、そこまでは出ておりませんか。どんなふうな状況ですか。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

奨学金につきましては19年度で最終2名の方の貸し付けが終わりまして、すべてが回収ということになっております。貸し付け1人当たりということで、月4万で計算しますと48万、それが4年間ということで192ですか。こういった、いわゆる4年大学生については貸し付けをやるというふうになっております。これの今回回収を倍期間で回収していくということになっておりまして、1人当たりの最高額はそういうふうな数字であると。これは長期間によって回収をさせていただくということになっておりまして、私どものこの回収に当たりまして非常に、既に卒業して今の状況の中で、毎月4万借りておられる方は2万返済という形に状況になります。雇用状態そういった就職、そういったものも不安定な中でということで非常に無理があるというふうには承知はしておりますけれども、やはり連帯保証人の方たちとの詰めをしながら、回収をという形にしていくという方向でございます。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

人数。

○学務課長 富永 秋則君

人数につきましては、今現在資料はこの手元には思っておりません。もし後で必要であればお上げいたします。

○議員 10番 益田美恵子君

はい、よろしく願いいたします。この給食費の問題について小倉南区の、小学校の名前はわかりませんが、本当に収納率が100%に近いという、それを父兄の方々と話し合いを持っているような方法でそのようになっていったというお話をちょっと耳にしてみましたから行きたかったんですけども、ちょっと研修に行くのが間に合わなくて、また後日改めて行ってみたいというふうには思っております。

それから税の方ですけども、国民健康保険税で1億4,000万でございますよね。当然徴収率は8.0ということで、大変厳しい社会情勢の反映かとも思いますが、一番多い方で幾らぐらい

の金額になっているのか、短い時間をお願いします。あとまだあります、すみません。

○副議長 辻本 一夫君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

国民健康保険税で滞納額が一番多いとか、金額的なものですか、資料的なものをちょっと準備しておりません。大変申し訳ございません。それで、現在の全体的な高額滞納者というんですか、100万円以上の方というんですか、その方については約50名程度おられまして、その分の滞納額が約1億3,000万ほどになっております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

それでは、税の徴収については先ほど国税徴収官という方を雇われて取り組んでいくということでございますので、すべての税につきまして取り組んでいただくことをお願いして、この点については終わりたいと思います。

続きまして公共交通機関について。

町民の方から要望を伺っておりますので、それをちょっとお読みしたいと思います。折尾から栗屋方面においては平日の最終20時35分、20時35分折尾発で21時17分が栗屋ですね。これは高校生が部活がおそくなったり、仕事をされている方が、通勤されている方が残業があれば乗れない。その後、鶴松までのバスは5本もあるということですね、ので、そのうち2本か3本でも栗屋まで行ってほしい。特に日・祭日は18時45分折尾発の19時23分栗屋が最終のため、このバスに乗りおけると鶴松より歩くため本当に危ない、子どもだとかがですね。大変遠うございますから。その後6本も鶴松まではバスが来る。私も市営バスは栗屋まで行くものと思って飛び乗ったら鶴松でおろされて、終点でございます。え、市営バスが鶴松でとまるんですかって言った経緯があって初めてわかったんですが、栗屋の方々はとにかく町長に要望書を出したいということで、じゃあまずは私が今回取り上げさせていただこうということでやっているわけです。

それから通学については小中高校、16時以降のバス、東小16時18分に乗りおけると17時51分までバスがなく、1時間半ぐらい待つですね、バス停で1時間以上待っている。通学の時間帯16時から19時30分の間だけでも全部栗屋行きにしてほしい。朝の始発も鶴松からしか出ず、その後も何本か鶴松より発車。朝の通勤通学時も全部栗屋より発車してほしいという、鶴松まで送ったり迎えに行ける日は——お母さんが勤務してしますので、ほとんどの方が勤務

してしますので。子どもさんが鶴松どまりでおりましたときに、夜迎えに行けない日も、——八幡の方に勤めておればそれはできないと。そういったときに、行けない日は歩かせるしかないので大変心配であるという、このような陳情をいただきました。

確かにこの表を見ましたら時間帯が乗りおくれたらほんと子どもたちはバス停で座ってなきゃならないという問題点、それからおそい時間にやはりありませんでした。この方がおっしゃるように。この表も添えてくださったんですけども。やはり芦屋町における商店街の問題とか交通機関の問題というのは、私たち芦屋町にとっての必須条件かと思えます。それをぜひ、平成19年の10月14日に改正の時期に、本来だったら気がついてほしかったなという思いが私は否めないわけです。もっと町民の方の声、またそういった行動が目に入っていれば、もう少し何らかの手が打てたのではないかなという気がしてならないわけです。芦屋町にとってはただ単なる市営バスじゃなくて、花火大会とか競艇とか市営バスを使っているわけです。もうほかの地域とは全く違うというそういった私は考えているものですから、やはり交渉の時点においては、確かに本年度は11カ所ぐらい市営バスが廃止路線をやるというような計画もあったようでございますので、その対象に多少入ってきたかなという、これがどんどんまたふえていったら、足の確保をどうするんだろう。

きのうも一般質問の中で人口問題がございましたときに企画課長ですか、頃末経路が少なくなったので、やはり向こうの北九州方面に流出したのではないかというお話もちょっとされておりました。確かに皆さんの声としては、もう芦屋町に住むメリットがないと言われる、もう私はこれで一番胸が痛いんですけど。栗屋の方たちは高齢者の方は遠賀の方までタクシーで、芦屋に来るんだったら遠賀に、同じタクで行くんならもう遠賀町の方に買い物に行った方がいいという方がいらっしゃるといってお話も聞きましたし、岡垣に勤めている方が遠賀町の役場前までは会社の車で来て、それからタウンバスに乗って正門町でおりて、そして市営バスに乗って山鹿でおりてはまゆう団地まで歩いて帰るといの方が現実いらっしゃるんです。もうその方見るたびに、本当申し訳ないなという思いがいたします。

で、この問題と最後の交通費の問題については、私はもう幼稚園からお金がかかる、教育費に。小学校でも鶴松まで栗屋から鶴松まで1カ月3,060円かかります。それに今度は留守家庭に預ければまたかかります。中学生で芦屋町で3,600円、折尾まで高校生は1万800円。授業料と積み立てをやれば2万5,800円です。毎月それがかかっていくわけです。このやっぱり社会情勢の厳しい中で、大変皆さんは苦慮されてる。町も苦慮してますし、町民も大変生活していくのに大変苦慮しているわけです。その中で、やはり働かねばならないという状況もあります。それから働くためには今車で行かれる方は原油高ですね。それから食料品などの急騰が家計や中小企業の経営を直撃し、国民生活がかつてない危機にさらされております。ほんとそういつ

た観点から、我が党におきましても物価高から国民の生活を守るべく緊急経済対策をまとめて定額減税、家計を支援していこうとか3本柱をしております。最後に町長の、全体を含めた町長の答弁をいただきまして終わりたいと思います。

○副議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず、1点目の公共交通機関の件でございますが、益田議員のおっしゃられることはよく理解できます、そういうことだと思っております。ご存じのように芦屋町は西鉄バスの路線廃止によってタウンバスを運行しております。これは非常に赤字でございます。しかし、西鉄バスの路線廃止に伴いまして、町民の足ということですから、赤字であろうとこれは行政としてやらなければならないということは思っております。

しかしながら北九州市営バスというものは北九州の交通局が運行しておるわけでございます。法律に基づいてやっておられるわけでございます。で、たしか夏前ぐらいの新聞でしたか北九州の北橋市長が議会でこの問題について発言されておるわけでございますが、いわゆるどこも厳しいということで、交通局の存続問題になって、市民の足となっているので経営改善をやりながら継続するというご発言がなされておるわけでございます。

確かに芦屋は議員がおっしゃられたように北九州の交通局の経営改善の一環の中でそのように、議員各位が昨日からご質問のように。芦屋町といたしましてはその件につきましてはやはりお願いするしかない。で、何とか利便性を図るために、そして北九州市と交渉いたしましてお願いをするつもりでございます。

やはり本町は言われましたように公共交通機関全体像、路線のあり方ということにつきましては常日ごろ調査研究が欠かせないものと承知しております。所管に対しましても指示をいたしておるところでございます。このようなことでございますのでご理解を賜りますことをお願いいたします。

それから交通費の助成問題についてのことでございますが、先ほど企画課長がこの経緯について述べておりましたが、現時点でこの問題をじゃあ検討するという答弁ができるかということ、検討するということは来年度の予算に反映するかどうかということでございますが、現在ではご存じのように現下の情勢でございますので、今私が答弁できるのは、今の時点で検討というのはやはりちょっと難しいのではないかと。ただしいろんな、議員言われましたように地方と格差問題ということで自由民主党、公明党各党政策がその辺で一致しておるやに私は感じておるわけでございますが、恐らく近い将来、その辺の地方のそういう交通問題についても何らかの政策が出てくるのではないかと期待しておると。今現在芦屋の財政状況の中で、申し訳ないですが近い将来

の課題としてということでご答弁させていただきます。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

以上で益田議員の一般質問を終わります。

○副議長 辻本 一夫君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、11時10分から再開いたしたいと思います。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○副議長 辻本 一夫君

再開します。

次に、2番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

2番、貝掛でございます。今回、最後の一般質問のバッターとなりまして、私の聞かんと欲することはきのう皆さんが聞いてしまいまして、それでも精いっぱい一般質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、人口対策について。

本年度の芦屋町の合計特殊出生率をお尋ねいたします。

2番目に、第3子の出産及び育児において、現在の芦屋町の支援状況についてお尋ねいたします。

3番目として、さらなる子育て支援の充実を検討されないのかお尋ねいたします。

次に、教育についてでございます。

芦屋町の小中学校では「生きる力を育てる」という観点から、総合学習を行っておられると思われませんが、この総合学習の時間をどのように使われておられるのか、また、年間何時間あるのかお尋ねいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○副議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

それでは、貝掛議員の人口対策につきまして環境福祉課からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の芦屋町の合計特殊出生率でございます。これ非常にわかりにくい用語でござい

ますので、合計特殊出生率と申しますのは、女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までということに想定いたしまして、それぞれの出生率を出して足し合わせることで人口分析の偏りを排除し、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたものでございます。今、少子高齢化につきましては、この合計特殊出生率がベースということで全国的に考えられておるところでございます。

そこで、芦屋町の合計特殊出生率でございますが、残念なことに年度年度で出生率の算定はしてございません。

ご承知のとおりに次世代育成支援対策行動計画では5年ごとに明記をしております、その最終年度の15年度は1.59ということでございます。ちなみに、このときの出生者数は162名でございました。また、県の19年度の数値といたしましては1.34でございました。

全国的にも1.34ということで、俗に2.07が今の人口規模をずっと推移できるということでございますので、確かにこういった数字からしても少子高齢化、少子化は進んでいる数値でございますが、若干これにどこの県も取り組んで、国自体で取り組んでおりますので、先ほど申しましたように少しずつではございますが数字は上がっているところでございます。

2点目の第3子以降の支援策でございます。芦屋町独自で第3子の出産及び育児での支援策としては直接目立ったものはございません。ただ、保育料——前回もたしか貝掛議員の一般質問の際に前課長が申しましたとおりに、国が保育料の7階層制をとっております、所得によりますところの。それを介しまして町は11階層制をとりましてこの軽減を図っているところでございますし、限度額につきましても、3歳未満ですと国ですと8万円でございますが町は7万5,000円、3歳以上ですと国ですと7万7,000円でございますが町は3万6,000円ということで、そういった意味での保育料での軽減策をとっているところでございます。

また、1子、2子との支援策、1子目、2子目と3子目の支援策がどうかということでございますが、これも町独自の制度ではございません。国の制度でございますけれども、保育料の軽減策で2子目を保育所に預けた場合には保育料が半額、3子になりますと10分の1の措置を、国がそういう措置をとっておりますので町もそういう措置をとっているところでございます。なかなか十分とは言えませんが、今の段階では具体的な制度としてはそういうものでございます。

次に、さらなる子育て支援策ということでございます。これは国全体で少子高齢化ということでございます。国を挙げて取り組んでいるところでございまして、各市町村におきましても次世代育成支援計画をつくっているところでございます。

これは、芦屋町におきましても17年から21年までの前期計画をお示ししているところでございます。これが21年度まででございますので、本年度そういった実際にどういう施策を望むのかといったこととかいろんな問題につきまして、本年度中に対象者にアンケート調査をいたし

ます。そしてそのアンケートと今までの前期のやってきた検証を踏まえまして、21年度中に今度は後期5カ年の計画を策定する予定にしております。したがって、こうした中でもろもろのニーズに沿った状況の中、それと町の財政状況を見合わせた中で、できる限りの少子高齢化策をとっていきたいというふうに考えております。

また、これはあくまでもソフト面でございます。このいろんな政策を進めていくための中核施設となります、仮称ではございますが子育て支援センターを以前にもいろんな一般質問出ておりましたけれども、これを早急に立ち上げたいというふうに考えておるところでございます。まだきちんとした計画は出ておりませんが、今年度の実施計画に上げまして、そうした内容を精査して、できれば22年度当初からの大きな予定という目標を立てまして、今計画を詰めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

教育についてということで、総合学習の時間はどのように、それから何時間年間あるのかというご質問でございます。

まず、総合学習でございますけれども、学習指導要領にいかん規定されているかということをもっとお話をさせていただければなというふうに思っております。

総合学習の目標といたしましては横断的——これは学年それから小学校、保育所、幼稚園いろいろ横断がありますが、横断的、探求的な学習を通して、みずからの課題を見つけ、みずからが学び考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。また、学びやそのものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができる児童・生徒を育成するというふうな目標が掲げてあります。

芦屋町におきましてはこのことを受けて、中学校では重点的な取り組みとして4つの目標を掲げながら、指導としましては環境分野、福祉、保育、国際理解、郷土、食育、こういったコースに分けまして、一部、学年全体——1年生から3年生まで通して、または学年ごとの独自の学習体験を取り入れて総合学習の活動をいたしております。

この総合学習での体験活動は、具体的に申しますとふれあい学級、これは1年生でございますけれども、新入してから3校の子どもが入ってくるわけで、1年生初期に合宿をしてということでふれあい学級それから修学旅行、進路指導、中学校3年生になりましては進路指導、高校入学への訪問それから職場体験、この職場体験を行いますに当たっての職業人としてのマナー活動、

それから芦屋全体で行っておりますけれども芦屋釜の里の体験活動それから合唱集会、こういったのが中学校の中で行われている主な総合学習での使い方でございます。

また、小学校の方で申しますと、この目標を、自分の生活と地域の人・物・事のかかわり方について理解を持ち、主体的に活動に取り組み、地域社会の一員としての役割や自己の学びのよさを自覚することができる子どもを育成するというふうにいたしております。

こういった中で、小学校におきましては、各学校ごとで多少違うかもわかりませんが環境問題、いわゆるごみの減量、日常生活に使う有効な活用の仕方を考える、河川や海岸での清掃・美化活動、こういったのが環境という形の中で行われ、なおかつ、福祉分野においても各学校の方では、お年寄りや保育所等との交流それから福祉施設への見学、こういったものを行っております。

また、小学校におきましては芦屋町独自でございますけれども、年間30時間という設定をいたしまして小学校での英会話の活動をやっております。同じように小学校にありましても、郷土・芦屋の文化をとということを私どもは全体の活動として釜の里の体験ということもいたしております。

また、5年生に限るということでございますけれども稲作、もち米を植えまして、もちつきからこのわらを使った芦屋伝統の八朔の馬づくり、こういったものも行っておるところでございます。

また、山鹿小学校ではということで、学校でいろいろ特色あるわけでございますけれども、芦屋の中の山鹿小学校は地の利を生かした中で社会科や総合学習、国語の教科の授業の中で、学年別にカリキュラムを統計的に作りまして、芦屋釜の里、歴史の里の体験学習、それから芦屋釜の復元についての学芸員を招聘しての授業、こういったことを行うことによって、郷土・芦屋の歴史文化についての学習等もこの総合学習の中でやっているところでございます。

それから、年間における時間数でございますが、中学校にありましては今現在、1年生が年間70時間、これ35週でございますので週当たり2時間というふうな形になります。2年生にありましても70、——失礼しました。2年生は85です、すみません。それから3年生にありましては95時間です。

小学校にありましては、1、2年生というのは総合ということはありませんもので、3、4年生が105時間、これ105時間と申しますのは35週でいきますから週当たり3時間というふうになろうかと思えます。5、6年生につきましては110時間というふうに今現在ではなっております。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

まず1番の出生率の数値ですけれども、これ今後、子育て支援策これを講じていく上で、その成果の検証をするに当たりこれ非常に重要な数値であると思います。ぜひとも、せめてこれ3年に1回ぐらいは出していくようにしていただきたいと思います。

それから、2番目の第3子の出産及び育児において、現在の芦屋町の支援状況について尋ねております。保育所の階層が7階から11階と。そういう形でほとんど国、県に準じているようでもありますけれども、この第3子の出産というのは、夫婦が2人いて初めて子どもが生まれるわけでございます。2人が1人出産してもこれ人口はふえません。2人出産して現状を維持すると。そして3人出産して初めて増加に転じるということでございます。

芦屋町の人口減少、大きく言えばこの日本の人口減少を食い止めるためにも、第3子が出産できる環境を整える必要があると考えます。福井県は3人目以降の子どもについて、生まれる前の妊婦健診から3歳までの医療・保育にかかる費用を原則無料化しております。いかがでしょうか。片や県単位でやっております。こちらは町単位でこういったことをすれば、これもまためりはりのある政策だと思いますけれども、お考えの方をお願いいたします。

○副議長 辻本 一夫君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

今、福井県の子育て支援策ということで、確かにそういったものがございます。福岡県も同じようなものをつくっておりますが、福岡県のこの行動計画を見ますと、なかなかそういう踏み込んだところまではいっていないのが実情でございます。県と町との違いということはございますし、ただこういったものをお示しいただきましたので、これは先ほど言いました次世代育成行動計画の中で十分に検討なり、ただ財源的なものがございますので、その辺との絡みの中で検討の価値はあるかとは思いますが。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

やはり財政が非常に厳しい状況でございます。それに近づけるよう努力していただきたいと思っております。そしてまた県の方にも声を上げて、そういうことができるようにやってほしいと思っております。

それから、若い世代の流入人口をふやし出生率を上げていくためには、子育て支援の充実と近

隣市町との差別化が必要と考えます。現状では子育て支援のPR不足ではないかと感じます。子育てを応援しているんだという雰囲気づくりに私は欠けているのと思います。例えば、今年10月からは乳児医療が就学前まで完全無料化になります。遠賀町は芦屋町と同条件ですけれども、岡垣町は所得制限を残しております。水巻町はそれに加えて一時負担金もあります。10月からは岡垣よりも水巻よりも乳幼児医療は充実しております。こういったことをもっとPRすべきではないかと私は思います。

相対的幸福度とでも言いますか、よそよりちょっとよかったり進んでいると、おのずと満足なり幸福感を感じるものじゃないでしょうか。またよその人はまたそこに来たくなくなるものじゃないでしょうか。広報や役場に置いてあるチラシでは何も僕は訴えるものがないと思います。

そこで、また福井県の話になりますけども、福井県は「ママ・ファースト運動」というものを推進しております。簡単に言うならば、お年寄り同様、小学3年生までを抱えているお母さんを大切にしましょうよという運動を県挙げて推進しております。ここには男性の課長さんたちもたくさんおられますけども思い出してください、お子様がちっちゃかったときのことを。そしてそのときの奥様のことを。時代が変わり男女平等と言われますが、今も昔も家庭の中はさほど変わっていないように思います。本当に子育てしてる主婦の方は大変だと思います。そこで提案ですけども、芦屋もこのような子育て世代の主婦の方を大切にするような運動を全町挙げて推進してはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○副議長 辻本 一夫君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

これにつきましては先ほど申しましたように、私どものすべての計画が次世代行動計画というようなものの指針で今動いております。これが先ほど言いましたように21年度に新たに後期を立ち上げますので、その前にはぜひ検討させていただいて、そういったものが本当に必要であれば、これは少子高齢化の対策ということで有効的なものであれば、ぜひとも取り入れていきたいというふうに考えております。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

ぜひとも21年度の計画には推進運動ができるようにしていただきたいと思います。

それから、20代、30代の子育て世代の方々は、不正規雇用も含め、経済的に非常に厳しい状況でございます。買い物に行くのもスーパーのチラシを照らし合わせて、1円でも安いスーパーに買いに行くのが現状ではないでしょうか。そこで提案ですけども、敬老の日には老人会の

方に金券を配布していると思いますが、全く同じようにとは言いません。芦屋町のお店の割引券を商工会と話し合い、主婦の方々に配布してはいかがでしょうか。商業の活性化にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

今、若い世代に商工会の割引券というお話ですが、商工会の方では年末に商品券を販売し、できるだけ町の方々に芦屋で買い物をしていただくという施策はあります。しかしそういうような、ある一定の年齢をといた中で優遇措置ということについては現在やっておりません。これ今そういうようなご質問がありましたが、私どもそういう手だてを別段とっておりませんし、なかなか財政の厳しい中で即それが実現できるというようなものではないのではなかろうかという気がしております。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

財政が厳しい中でですね。じゃ次も恐らくできないと思いますけども、若い世代の声として私は言います。指定管理制度の目的である町経費の削減とは逆行しますが、福利厚生、子育て支援の一環としてレジャープール等指定管理料を上げるなどして、レジャープールの入場料を小中学生まで無料に、また乳幼児を抱える主婦の方々にマリンテラスの入浴無料券等を配布してはどうでしょうか。

○副議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

我々の所管でございますレジャープールアクアシアンそれからマリンテラスあしや、これはどちらかといいますと観光施設でございます。観光施設の分野からいきますと、当然受益者負担といたしますか、施設を利用していただいているいろんなサービスを行います。その中で経費というのは一般に管理料含めての施設も若干違っておりますので、受益者負担という観点からは、なかなか難しいんじゃないかという気がしております。先ほど申し上げましたように、当然、小中学生なりにレジャープールのサービス券を提供すれば、約1,500人ぐらいおりますか、幼児を入れれば、2,000人弱ですか、そうしたときに約70万なりの金額が出てまいります。保護者も入れれば約100万相当、現実レジャープールでは昨年の状況では約330万ぐらいの、こ

これは臨時経費を除きますけども赤字が出ております。そういう中でさらにその経費の増が出てくるということは大変厳しい状況だと私は考えております。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

レジャープールを建てる時も町民の税金が使われております。今回の維持管理費も町民の税金は直接使われておりませんが、県からの補助金等を使って賄っております。税金を使っておることには間違いございません。ですからやはり、無料とは言いませんけども、昨年から割引券を配布いたしました。それ以上のことをしていただきたいと私は思います。

次に、芦屋町が子育て世代の方々またその子どもたちを大切にしているんだと訴え、また正確な情報を確実に提供することが必要であると考えます。今の産婦人科は子どもの誕生日になると、生まれた子どもの誕生日になるとバースデーカードそしてちょっとしたプレゼントを送ってきます。ダイレクトメールでございます。それは本当に心がなごむ感謝の気持ちであふれたお手紙です。ここじゃないですかね。芦屋町で子育てしてありがとうございます。感謝の気持ちを込めて、誕生月に子育て支援のさまざまな正確な情報とその他ちょっとしたプレゼント、こういったものを3歳の誕生日まで送ったらどうでしょうか。確かにもう広報を見る、チラシが置いてあるではなくて、役場の方から子育て世代にアクションを起こすことが大事じゃないでしょうかと思います。

平成20年1月時点で芦屋町のゼロ歳から3歳までの人口は575人おられます。このようなサービスは到底北九州市ではできません。小さな会社が大きな会社に吸収合併されないためには、大きな会社ができないことをする。それと同じで、汗水垂らして頑張れば、芦屋町でも何とかできるんじゃないでしょうか。いかがなものでしょうか。ご返事をお願いします。

○副議長 辻本 一夫君

環境福祉課長。

○環境福祉課長 嵐 保徳君

お考え確かにユニークなお考えと思います。ただ、子どもを育てられるということは町がということとはどうなんでしょうか。確かにいろんな人口対策ということで、子どもさんを産んでいただけるということは町の活性化にも当然なりますが、ですから先ほど申しましたように、そういった形ではなくして、お母さんが本当に安心して子どもが産み育てられる、先ほど言いましたいろんな施策のPRはもちろんでございますが、さっき子育て支援センターと、一人で悩んである方とか、それとかいろんな情報が持ち合わせてないとか、そういった方が集えるような広場と

申しますか、そして、そこを中心に情報発信なりいろんな子育ての仕組みができるようなものを、先ほど言いましたそのハードを中心に、そしてなおかつ皆さん方の考えておられるニーズをといった中で、十分に吸収しながら政策を考えていきたいというふうには考えておりますので、今、議員がおっしゃるとおりの、ユニークなお考えとは思いますが、果たして本当に行政がそこまで実施すべきなのかというように私どもでは考えております。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

わかりました。それでは人口対策の最後の質問に移らせていただきます。子育てのですね。

昨日の人口対策の答弁の中に、子育て支援を含めさまざまな施策を総合的にやっていくと、これは非常に響きはいいですけども、果たして今の芦屋町の財政状況でできるのか、また中途半端な施策には終わらないのか。芦屋町はここ10年が勝負だと考えております。今の施策一つ一つに芦屋町の存続がかかっていると私は思います。私は、総合的な政策を進めていくよりも、重要なものを一つ二つに絞って、そこに予算を投じていくべきではないかと考えます。その一つに人口対策としての子育て支援策だと私は考えますが、町長、このことに対してどうお考えなのかご返答をお願いします。

○副議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

人口対策を子育て支援という観点の中でのるご質問があったわけですが、昨日も松上議員から人口対策の件につきましてご質問がっております。やはり今議員言われたように、我々の立場とすれば総合的な行政をやらなくてはいけないと。住みよいまちづくりとはどういうものか、住みよいまちづくりをするにはどうすればいいか、常に模索しておるわけですが。

で、まず学校教育につきましては、教育委員会との連携を強化して子どもたちの健全な学びの場をつくる、そして生涯学習におきましては、皆さん方にもう既にお話ししておりますように、生涯学習の拠点とすべく町民会館のいわゆるリニューアル、中央公民館のリニューアルということで、皆さん方の住んでよかったという町民の方々の拠点にしたいと思って今この政策をやっておるわけですが。その財源につきましては過疎債そして防衛予算、まちづくり交付金等々みんなで知恵を出して、なるべく町からの財源が出ないようにということで一生懸命取り組んでやっておるところでございます。

安心・安全のまちづくりにするにはどうしたらいいか、やはりその点につきましてもいろんな

予算をいただきまして、芦屋町の全域に防災無線を設置しようということでこの件も進めておるところでございます。

それからもう1点、やはりお買い物の場所がないということで、これも船頭町駐車場跡地に今そのように今話を進めておるところでございます。

全般的な福祉につきましては、やはり社会福祉協議会への支援ということでございます。先ほど益田議員から質問の出ました交通問題もそうでございます。その中にありまして人口対策、住みよい町、みんなが芦屋に住んでみたいな、住んでよかったなという一つのその中に子育て支援というものが伴っております。いろんな人口対策の中で子育て支援というのも、これは今から少子高齢化に入らな中でもっと大事にしないといけないものだとして認識しておるわけでございます。

先ほどからより課長が答弁しておりますように、子育て支援センターというものをつくろうと、つくるといふよりもすぎな園跡地利用ということで子育て支援センターの設置も決めておるわけでございます。そして、それもやはりそこを核としてやっていこうということで、今鋭意関係課で協議しておるわけですが、今、貝掛議員いろいろご提案がございました。それももうメニューの一つだと思っております、拠点をつくる、そして今から魂を入れる、ハードはできたけど今からソフト面にかかっていくという形の中で、いろいろるるご提案のございましたこともこれも一つのメニューであろうと思っておるわけでございます。第3子以降支援策、重要な施策だと私は思っております。

いずれにいたしましても原資が要るわけでございますが、その原資もそういう起債、起債というのやみくもに起債できるわけじゃございません。これは制限がございます。効率よく財政運営をしていかななくてはならないと思っております。

で、歳入につきましては9月議会に条例を提案しておりますふるさと納税、これも今から子育てを支援していただくため、ふるさと納税をお願いすることになろうかと思っております。このことにつきましては10月になりましたら東京芦屋会という会がございますので、ご招待いただいておりますので、その会で皆さん方にご支援を仰ぐつもりでおります。

競艇の営業につきましても営業日数の拡大ということで、周辺対策協議会の方々と順調に話し合いが進んでおるわけでございます。

いろんな形で施策するにしてもやはり原資というものが要るわけでございますので、貝掛議員のご提案第3子含めまして子育てというのは、まずは支援センターの核をつくりまして、それからいろんな政策に臨んでいきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

先ほど町長の答弁にありました子育て支援センターの設置をするということで、それを核にすばらしい支援体制をつくっていただきたいと思います。

次に教育についてでございます。教育長は非常に熱意があつてすばらしいと私は感じております。この総合学習の時間も各小学校、中学校特色を生かした授業をされておると思っております。この総合学習の時間を道徳的なものに使えないかということで私は一つ提案をいたします。

今現在、核家族が進行しております。大都市と比較すれば芦屋町は進行状況がおそいかもかもしれません。しかし、芦屋町にも核家族は存在し、今後増加していくものと思われまふ。核家族の子どもは人の一生を身近に見つめる機会がないと思います。一人っ子は赤ちゃんの誕生を目にすることはできず、祖父母が遠くに住んでいる子どもたちは、人が老いてそして死ぬことに直面することができません。確かに近くにいても出産、臨終の場に立ち会うことは難しいかもしれませんが、命の誕生の喜びと身近な人との死別の悲しみや痛みは肌で感じるものだと思います。

単純な動機で人の命を奪ってしまう、そういった事件がここ数年頻発し、社会現象とまでなっております。この要因の一つに私がさきに言いましたような経験をする子どもたちが少なくなつてきていると思います。

核家族を大家族にすることはこれは困難でしょう。ですから今、教育においてできることとして、小学生には保育所で赤ちゃんの面倒を見させる、おむつをかえたりご飯を食べさせたり、そしてまた中学生には老人施設で介護の体験をさせる。どうでしょうか。小学生は赤ちゃんの成長の喜びを感じ、中学生は人が老いていく姿を直視できる。ともすれば、介護した老人の方が亡くなったとき、涙してお葬式に参列する生徒があらわれるかもしれません。人の死を痛む、この気持ちを今の小学生、中学生に植えつけることが大事じゃないでしょうか。

芦屋町には保育所や老人施設がございます。予算を使わなくてもできるんじゃないでしょうか。生きる力をはぐくむ教育も大切ですが、命の大切さを教えることもまた必要ではないかと思ひます。年間というよりか、小学生では週3時間、中学生では週2時間授業があるわけですから、総合学習をこのような時間に使つてはいかがでしょうか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○副議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

貝掛議員おっしゃいましたように人の生きたり死んだりというのは非常に、かつては身近なものでありました。生きるときも死ぬときも家庭で生まれ家庭で死んでいったという状況でしたが、現在では確かにおっしゃるようになりますがほとんどが病院といひましようか、生まれるときも病院、亡くなるときも病院というのが大部分というふう聞いております。私の両親もそうございました

からおっしゃるとおりだろうと思いますが、そういう意味で生き死にが日常から遠くなったというのは実感的に感じる、非常にやっぱ遠くなったんだろうというのはそのとおりだろうというふうに私も思っております。

で、これを体験でどうやっていくかということですが、今の子どもたちの体験不足はいろんな場面で体験不足は言われております。もちろん自然体験もない、お日様が夕日が沈むのを見た、その感動を見たことがないという子どもというのは随分いますし、朝日が上がるのも見たことない。それから社会体験としていろんな面で不足していると。日常的な生活体験も不足している。いろんな体験不足がもうあっちこっちで言われておりまして、まさにそのとおりだろうと。

昨日も問題になりましたバーチャルの世界との乖離がやはり、今おっしゃいましたように命はリセットできるものだというような子どもたちが常にたくさんいらっしゃるというような報道がたくさんあるわけでごさいます、確かにそういうことをどういう場面でやっていけるのかということだろうと思います。一義的にはこの生とか死というのは家庭での話ですが、今はそういう状況じゃございませんので、いわゆる学校でどのくらいこれがカバーできるのかということをご心配だろうと思っております。

そこでこの総合的な学習ということでございますが、総合的な学習は今の指導要領ができたときにスタートいたしました。そのときに、大体何をするんかと、非常に迷ったわけでごさいます、文部省は——当時文部省でしたけども、いわゆる例示として、さっき課長が語る各小中学校でやっていることを言いましたが、例えば国際交流をやったらどうだとか、福祉をやったらどうだとか、環境をしたらどうだとかというような幾つか例示を上げました。しかしこれは各学校の実態に応じてやりなさいということでごさいます。

それで、総合的な学習今やっておりまして、先ほど申しましたようなことなんです、残念ながらこの総合的な学習というのはカリキュラムがございません。各学校でつくっていくということでごさいますから、一番今苦慮してるのは、小学校で例えば環境をやって中学でも環境をやる、そしたらその系統はどうなっているのか。むしろ小学校のときの方がインターネット使って難しいことやってるんじゃないかという逆転の実態が実は起こってる、——これ芦屋が起こっているということじゃなくて、一般論として今申しております。

そういう点でこの総合的な学習というのは非常に、しかも評定がございません。教科ではございませんので、5、4、3、2、1というのがつかないわけです。しかしながら、子どもたちが総合的な学習の中で自分で考えたり調査をしたり発表したりというようなそういう活動をしますから、そういう積み重ねの評価をやっているわけでごさいますけども、いわゆる5、4、3、2、1という形ではとっておりません。したがって非常にこの総合的な学習というのは先生方が一番迷っているところでごさいます、今後どうするかという話であります。今回指導要領が改訂さ

れまして、23年、24年、23年が小学校、24年が中学校が完全実施になります。そのときに今回総合的な学習の時間が今回の指導要領よりも減りました。

できたときは、まさにおっしゃるとおり生きる力をはぐくむ直接的な場面も総合的な学習ですよと、こういう説明でスタートしたわけですが、今申し上げたようにいろんな面で迷いがあつたものですから、そういう点とあわせて今回学力低下の問題が出てきたものですから、総合的な学習を減らして学力の方に少し持っていったんです。ですから、数学だとか理科だとか、そんなのが時間数がふえる形になっております。

そういう状況の中で今後総合的な学習をどうやっていくかというのは非常に苦慮するところでございまして、各学校では、じゃどうするかと。で、今おっしゃいましたように小学生の保育体験だとか中学生の介護体験だとか、これも一つの非常に大きな柱だろうと思います。

今、芦屋ではこの総合的な学習が、今回ご案内のとおり18年の12月に教育基本法が改正されました。その中で、かつてもあつたんですが文化と伝統、我が国の文化と伝統を非常に大切にしましょうというようなこともありまして、今教育委員会でも教育委員さんの中から、やはり芦屋の文化と伝統を子どもたちにしっかり身につけさせたらどうかということがあります。ただ芦屋の場合はオーストラリアに中学生が10人隔年ですが行ってます。それから小学生は佐野市との交流をやっています。ああいう機会を通して芦屋の歴史だとか地理だとか文化だとかいうことを研修して、そして現地に行くわけです。

そういうようなこともありまして、今回、文科省の学力検査及び学習状況調査というのがこのごろ発表になりました。その学習状況調査の中に、自分の町の住んでいる文化だとか伝統についてどのくらい知ってますかという、これは国のレベルより10ポイント以上芦屋の子どもたち高いんです。そういうすばらしい点があるんですが、——ちょっと長くなりましたが、そのような中でこの総合的な学習をどうするかという場合に、授業数が減って、10時間から20時間ぐらい減ってきたわけですから、減った関係で総合的な学習を芦屋の場合ではもう一度組みかえてみよう。今、各学校教務主任を中心に検討をしております。その中におっしゃるようなそのことが入っているのかどうか。

今、教育委員会としては保・幼・小・中の連携という形で、町内の保育園、幼稚園、保育所との連携をしております。これはまだ、具体的には、子どもたちが読み聞かせで、保育園なり幼稚園の子どもたちのところに読書を読み聞かせを行ったり、そのようなことはあっております。ただ抱っこするとかいう体験までまだいっておりません。そういうことができるのかどうなのか。これは非常に検討の余地があるかと思っております。

もう一つ介護体験ですが、これは中学校は先生方は介護体験を今やっております、中学生はみどり園との交流、東小学校はみどり園との交流がありますし、中学生もそういうような交流を

やっておりますから、ただ全員というわけではございません。そういうこともありますので、今後この総合的な学習のどういうメニューをつくっていくか。さっき申しましたように授業数が減ったものですから、かなり収れんしていかないと、あれもこれもという話にやっぱならないんだらうと思ってます。ぜひ芦屋の実態なり芦屋の子どもたちをどういう子どもに育てるか、そういう遠い先を見通した中でこの総合的な学習を位置づけていきたいと思ってますので、現在のところそのあたりで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長 辻本 一夫君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

まだ、じゃ検討するということですが、こういった私が今提案した学習要領、これは、1年とかじゃなくて長いスパンで、4年から6年の間、毎週、2週間に1回でも通い続ける、そういう形で実施できるのであればしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長 辻本 一夫君

以上で貝掛議員の一般質問は終わりました。

○副議長 辻本 一夫君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時00分散会
